

提出書類一覧（福祉型障害児入所施設）

ケース①

（ア）生活保護受給世帯の場合

（イ）『中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律』
による支援給付受給世帯の場合

チェック

- ① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書（第4号様式の6）※個人番号記入の必要あり。
- ② 住民票（マイナンバー入り） ※世帯員全員が確認できるもの
- ③ 本人確認書類（以下のいずれかを提出）
申請者のマイナンバーカードの写し（運転免許証もしくはパスポートでも可）
（詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認（本人確認の措置）」について【要確認！】を参照。）
- ④ 利用者又は保護者の属する世帯が、（イ）の給付を受給していることがわかる書類（市町村又は福祉事務所の証明書等） ※（ア）生活保護受給世帯の場合は提出不要。
- ⑤ 入所受給者証（現在使用中のもの）

左隅のチェック項目は、書類を提出する際の、ご確認用としてご利用ください。

提出書類一覧（福祉型障害児入所施設）

ケース②

チェック ケース①の世帯以外の場合

- ① 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費 支給申請書（第4号様式の6）※個人番号記入の必要あり。
- ② 世帯状況・収入・資産等申告書（様式第9号）※個人番号記入の必要あり。
- ③ 住民票（マイナンバー入り） ※世帯員全員が確認できるもの
- ④ 本人確認書類（以下のいずれかを提出）
 - 申請者のマイナンバーカードの写し（運転免許証もしくはパスポートでも可）
 - （詳しくは、最後のページ「※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】」を参照。）
- ⑤ 入所受給者証（現在使用中のもの）
- ⑥ 収入認定のための必要書類 ※1

※1 …市町村民税非課税世帯に該当する場合、障害年金及び特別児童扶養手当等の証書の写しを提出してください。

左隅のチェック項目は、書類を提出する際の、ご確認用としてご利用ください。

提出書類一覧（福祉型障害児入所施設）

※個人番号の確認（本人確認の措置）について【要確認！】

- マイナンバー法では、行政職員が、本人から個人番号の提供を受けるときに、他人の成りすまし等を防止するため、本人確認の措置として「**番号の確認**」と「**身元（実在）の確認**」を行うことを義務付けています。

<番号確認> 正しいマイナンバーであることの確認。

→必要書類例：通知カードの写しや番号付きの住民票等

<身元確認> 手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認。

→必要書類例：運転免許証の写し等

本人確認

他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認①②を実施

①正しい番号であることの確認（**番号確認**）

②手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（**身元確認**）

番号の確認	身元（実在）の確認
	
個人番号カード	
通知カード or 住民票（番号付き） 等	運転免許証 or パスポート 等
※ 上記が困難な場合 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 等	※ 上記が困難な場合 健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示 等

※〈注意〉通知カードは令和2年5月25日時点で交付されているものと氏名住所等の記載事項に変更がない場合

又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。個人番号通知書は確認書類として利用できません。

